

琴浦町総合計画審議会委員 募集要領

琴浦町総合計画は、本町が目指すべき将来の姿と、それを実現するためのまちづくりの指針を定める最も基本的な計画です。

令和４年度に策定した現行の第３次琴浦町総合計画（１０年間）は、令和８年度に中間見直しを実施します。次の５年後に向けて、これまでの計画推進に対する町民の皆様の評価や、近年の社会情勢の変化を反映させます。

これからのまちづくりは、行政だけでなく、町民の皆様、地域の各種団体、民間事業者が互いに連携・協力して進めていくことが不可欠です。

そこで、多様な視点から計画の見直しを審議し、町民目線での活発なご意見を反映させるため、実際にまちづくりに携わっていただける委員を公募します。皆様のご応募をお待ちしております。

① 委員の役割

第３次琴浦町総合計画中間見直しの審議会に出席していただきます。会議では、町民の代表として多様な視点から、これまでの取組に対する評価や、近年の社会情勢の変化を踏まえながら意見交換を行います。そのうえで、次の５年間にに向けた施策について審議を行い、計画改定に反映させます。

② 募集人数

最大１５名

③ 任期

委嘱の日から令和９年３月３１日まで

④ 応募資格

- i) 琴浦町在住で審議会に参加可能な方
- ii) 令和８年４月２日現在で１８歳以上の方（高校生不可）
- iii) 琴浦町職員及び琴浦町議会議員でない方

⑤ 募集期間

令和８年７月２４日（金）～８月２１日（金）

（※郵送の場合は当日消印有効です。）

⑥ 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、郵便、FAX、メールまたは直接ご持参のいずれかの方法で応募してください。

※作文記入欄：近年の社会情勢や琴浦町の変化を踏まえ、次の５年間にに向けてどのようなまちを目指すべきか、あなたの考えや思いを４００字以内でお書きください。

⑦ 審議会について

- i) 開催：２回（１０月・１月頃）を予定しています。

※時間や場所については、書面にてご案内いたします。

- ii) 報酬：町条例で定めた額（審議会１回につき２,０００円）で予算の範囲内とします。

⑧ 提出先

琴浦町役場 企画政策課

〒６８９－２３９２ 琴浦町大字徳万５９１番地２

電話：０８５８－５２－１７０８

FAX：０８５８－４９－００００

Eメール：kikaku@town.kotoura.tottori.jp

⑨ その他

- i) 委員は書類選考により決定し、結果通知は書面で通知します。
- ii) 応募用紙に記載された個人情報については、応募資格の確認と委員選考に当たり用いることとし、その取り扱いには十分留意の上、他の目的には使用しません。

